

2022年11月7日

国民民主党代表 玉木雄一郎 様

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14

日本同盟基督教団「教会と国家」委員会

委員長 本間羊一

### 靖国神社秋季例大祭における参拝に対する抗議声明

私たち日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2022年10月18日に国民民主党の議員を含む「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の90人が、靖国神社の秋季例大祭において参拝したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

#### 1. 抗議の対象とする事実

2022年10月18日、超党派の議員連盟であり、日本維新の会の議員も所属している「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に属する90人の国会議員（自民党76人、日本維新の会10人、国民民主党1人、NHK党1人、無所属2人）が、靖国神社の秋季例大祭において一斉参拝をしました。

#### 2. 政教分離原則に違反し、私たちの信仰の自由を侵害していること

立法機関の構成員である国会議員が、その肩書を公にしながらい宗教法人である靖国神社に参拝することは、国の機関として神事に参加することを意味します。これは、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項の「宗教的活動」に該当し、また、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け」てはならないとする第20条1項にも抵触することになり、政教分離原則に明らかに違反します。さらに、上記の宗教行為は、再び靖国神社の国家護持化が進むのではないかと、との危惧をも抱かせます。

かつて日本の教会は、戦時下において神社参拝を強要されたときに抵抗することができず、自ら国家に従い、聖書の十戒の教えに反する偶像礼拝の罪を犯しました。さらに、当時植民地とした国々のキリスト者に対する神社参拝の強要に協力しました。私たちはその罪を悔い改め、二度とそのような歴史を繰り返してはならないと考えます。それは「信教の自由」が著しく侵害された時代でもあったのです。今後も首相・閣僚らの靖国神社への真榊奉納や参拝がまかり通るならば、再び神社参拝が「社会的儀礼」の名の下に国民に強要され、私たちの「信教の自由」が侵害される時代が再来することが懸念されます。

以上のように、政教分離原則と「信教の自由」は本質的に不可分であり、首相や国務大臣が政教分離原則に違反することは、「信教の自由」ひいては私たちの信仰の自由への侵害であると言わざるを得ません。そして、「信教の自由」をはじめとする基本的人権は、人間の尊厳に関わるものであり、絶対に侵してはならないものです。

### 3. 軍国主義復活の恐れがあること

かつて日本は、靖国神社を精神的支柱としてアジア諸国を侵略し、植民地支配を行い、多くの人々の生命と尊厳を蹂躪しました。それゆえ日本国憲法は、第20条において政教分離原則を定め、信教の自由を保障すると共に、靖国神社を精神的支柱とする軍国主義の再興を防いでいます。

ところが靖国神社は、過去の日本が犯した侵略戦争を「アジア解放の戦争」「自存自衛の正義の戦い」と美化しています。よって、上記の宗教行為はこのような靖国神社の考え方を支持することになり、日本における軍国主義の復活を彷彿させ、アジア諸国に対して脅威を抱かせることにもなります。

実際に、10月17日の岸田首相の靖国神社への真榊奉納に対して韓国外交省は、「過去の侵略戦争を美化し、戦争犯罪者を合祀した靖国神社に、日本の責任ある指導者らが再び供え物を奉納したり、参拝を繰り返したりしたことに深い失望と遺憾を表す」、また、「日本の責任ある人物たちが歴史を直視し、過去の過ちに対する謙虚な省察と真の反省を行動で示すことを促す」と報道官論評を出しています。

靖国神社への真榊奉納や参拝という行為は、アジアの人々のうちにある不信感を強め、アジアにおいて和解と友好の営みを育もうとしている人々の思いと反するものです。

以上の理由から私たちは、父、子、聖霊の三位一体なる神を唯一の神と告白し、信仰の良心に基づいて平和を祈り求める者として、今回の首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納と参拝に対し強く抗議いたします。

「あなたには、わたし以外に、ほかの神があってはならない。あなたは自分のために偶像を造ってはならない。・・・中略・・・それらを拜んではならない。それらに仕えてはならない。」  
(旧約聖書 出エジプト記 20章 3～5節)

「平和をつくる者は幸いです。その人たちは神の子どもと呼ばれるからです。」(新約聖書 マタイの福音書 5章 9節)